

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合規則第1号

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則（平成19年広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務担当 電算担当」を「総務担当」に改める。

第5条を次のように改める。

（所掌事務）

第5条 担当事務の事務分掌は、次のとおりとする。

（1） 総務課総務担当

- ア 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- イ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ウ 財産管理に関すること。
- エ 文書事務に関すること。
- オ 公印の管理に関すること。
- カ 広報公聴に関すること。
- キ 広域計画に関すること。
- ク 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
- ケ 規約、条例、規則等の審査及び制定改廃に関すること。
- コ 公告式に関すること。
- サ 議会に関すること。
- シ 予算及び決算に関すること。
- ス 契約に関すること。
- セ 負担金、補助及び交付金に関すること。
- ソ 事務局の庶務に関すること。
- タ 基幹系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
- チ 基幹系情報システムのネットワークに関すること。
- ツ 情報系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
- テ 情報セキュリティに関すること。
- ト その他電算システムに関すること。
- ナ 他の課、担当に属さないこと。

（2） 管理課資格担当

- ア 被保険者の資格管理に関すること。
- イ 被保険者証の交付に関すること。

- ウ 資格証明書及び短期証の交付に関する事。
- エ 一部負担金の減免及び徴収猶予の認定に関する事。
- オ 保健事業に関する事。
- カ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- キ 基幹系情報システム（資格）の運用管理に関する事。
- ク 課の庶務に関する事。

（３） 管理課賦課担当

- ア 保険料率の決定に関する事。
- イ 保険料の賦課に関する事。
- ウ 保険料の減免及び徴収猶予に関する事。
- エ 保険料の収納管理に関する事。
- オ 不納欠損、執行停止等に関する事。
- カ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- キ 基幹系情報システム（賦課及び収納）の運用管理に関する事。
- ク その他保険料に関する事。

（４） 給付課給付担当

- ア 診療報酬の審査支払に関する事。
- イ レセプト点検に関する事。
- ウ 療養費の支給に関する事。
- エ 葬祭費の支給に関する事。
- オ 第三者行為求償事務に関する事。
- カ 一部負担金の減免及び徴収猶予の給付に関する事。
- キ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- ク 債権管理に関する事。
- ケ 事業報告に関する事。
- コ 国民健康保険連合会等との連絡調整に関する事。
- サ 基幹系情報システム（給付）の運用管理に関する事。
- シ その他医療給付に関する事。

附 則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。